

仙台市議会災害対応指針

(平成25年2月12日議長決裁)

1 対応の基本方針

議会は、予算、条例、重要な契約や計画等について市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、地域の実情に根ざして、市の政策形成に向けた働きかけを行うなどの役割を担っている。

他方、大規模災害時にあつては、特に初期を中心に、これらの本来的な機能とは別に、当局と連携し、被災市民の救援と被害復旧のために、非常の事態に即応した役割を果たすことが求められる。

このため、本市議会は、東日本大震災の体験を踏まえ、大規模災害時には、以下の基本姿勢に立って、取り組みを行うものとする。

- 当局が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行うこと。
- 国、県、政党、関係公共機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みをバック・アップすること。
- 上記に当たっては、広域的な視野に立って、関係自治体の議会と積極的に連携すること。

もとより、災害時の非常対応と議会の本来的役割との関係は、固定的なものではなく、災害の規模、態様に応じ、また時間の経過とともに重層的に変化・シフトするものである。また、大規模災害時には、議員、職員、庁舎自体が被災することも想定されるところであり、これらの状況に応じて、的確な対応を図るものとする。

(対応の基本方針)

- ① 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、仙台市災害対策本部（以下「市本部」という。）及び区災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力を行う。
- ② 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務の統括に当たる。
- ③ 議員は、①のほか、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たり、地域における共助の取組みが円滑に行われるよう努める。
- ④ 特に災害初期においては、当局ができる限り災害対応に専念できるよう、会派及び議員からの当局への要望は、緊急の場合を除き、仙台市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）に窓口を設置して提出する。

2 災害発生時の対応

[初動期] (災害発生時から概ね24時間が経過するまで)

(1) 会議開催中の対応

- ① 議長は、本会議開催中に災害が発生した場合、必要に応じ、会議を休憩又は散会とするとともに、議会事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。
- ② 委員会開催中は、委員長も同様とする。
- ③ 議長又は委員長は、議員が速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮する。

(2) 議員の対応

- ① 議員は、市内で震度6弱以上の地震が発生したときは、自ら議会事務局へ安否を連絡する。
- ② 議員は、地域における被災者の安全の確保や、避難所への誘導等にできる限り協力する。

(3) 議会の対応

- ① 議会事務局は、議長及び副議長に、被害及び市の対応状況を速やかに報告する。
- ② 議長及び副議長は、①の報告を踏まえ、又は自らの判断により必要と認めた場合に登庁し、必要な議員の参集を求め、災害対策会議を設置するなどの対応を行う。
- ③ 議長は、必要と認める場合、議会事務局を通じて議員の安否を確認する。
- ④ 議長は、災害対策会議を設置した場合、市長へ通知する。

[初動期経過後]

(1) 議員の対応

- ① 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ② 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会事務局に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援など共助の取組みが円滑に行われるよう、できる限り協力する。

(2) 議会の対応

- ① 議長は、被災情報を収集・整理し、市本部へ提供を行う。
- ② 議会事務局は、市本部からの情報を速やかに正副議長へ報告する。
- ③ 議長は、会派又は議員に対し、収集・把握した災害情報の的確な提供を行う。
- ④ 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、市本部長等との連

絡調整に当たる。

- ⑤ 議長は、被災の実情を踏まえ、国、県、関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分な連携を図る。
- ⑥ 議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ、必要な対応を行う。